



平成 20 年 6 月 20 日

各 位

会 社 名 株式会社 クリムゾン
(J A S D A Q ・ コード番号 : 2776)
代表社名 代表取締役社長 CEO 茂木眞一
問合せ先 取締役 CFO 藤田宇明
電 話 0 3 - 5 6 3 7 - 0 5 0 5

金融庁による課徴金納付命令の決定について

当社、平成 20 年 6 月 3 日付の『「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告」に関してのおしらせ』にて既に開示しておりますとおり、当社が行った過年度の決算短信等の訂正に関して、証券取引等監視委員会より金融庁に対し、当社に課徴金納付命令を発出すべきである旨の勧告がなされておりました。

当社が提出しておりました、課徴金に係る金融商品取引法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を受け、平成 20 年 6 月 19 日付にて、金融庁より納付すべき課徴金の額 5,000,000 円及び、納付期限を平成 20 年 8 月 20 日とする旨の決定案が提出されたことから、お知らせいたします。

当社は、金融庁からの課徴金納付命令を真摯に受け止め、今後二度とこのような事態が起こらぬよう、引き続き内部統制の強化とコンプライアンス経営の確立に向け、役職員一丸となって市場と全てのステークホルダーの皆様からの信頼回復に努めてまいります。

皆様におかれましては、引き続きご支援、ご鞭撻を賜りますよう謹んでお願い申し上げます。

以上

【別紙】

金融庁の決定内容は以下のとおりです。(金融庁 HP に記載の「株式会社クリムゾンの有価証券報告書等に係る金融商品取引法違反に対する課徴金納付命令の決定について」より抜粋)

1 決定の内容

納付すべき課徴金の額及び納付期限

金 500 万円 平成 20 年 8 月 20 日 (水)

2 事実及び理由

(1)課徴金に係る法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実

被審人(株)クリムゾンは、売上原価の過少計上等により、

①平成 18 年 4 月 27 日、当期純損益が 35 百万円(百万円未満切捨て。以下、当期純利益額、中間純損失額、純資産額、連結当期純損失額及び連結純資産額について同じ。)の利益であったにもかかわらず、これを 467 百万円の利益と記載するなどした損益計算書を掲載した平成 18 年 1 月期有価証券報告書を

②平成 18 年 10 月 24 日、中間純損益が 827 百万円の損失であったにもかかわらず、これを 280 百万円の損失と記載するなどした中間損益計算書、及び純資産額が 3,856 百万円であったにもかかわらず、純資産額に相当する「純資産合計」欄に 4,866 百万円と記載するなどした中間貸借対照表を掲載した平成 18 年 7 月中間期半期報告書を

③平成 19 年 4 月 27 日、連結当期純損益が 1,227 百万円の損失であったにもかかわらず、これを 463 百万円の損失と記載するなどした連結損益計算書、及び連結純資産額が 3,483 百万円であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「純資産合計」欄に 4,679 百万円と記載するなどした連結貸借対照表を掲載した平成 19 年 1 月期有価証券報告書を

各々関東財務局長に対して提出した。

被審人が行った上記の各行為は、法第 172 条の 2 第 1 項及び第 2 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出した行為に該当すると認められる。

(2)課徴金の計算の基礎

法第 172 条の 2 第 1 項及び平成 17 年法律第 76 号附則第 5 条第 2 項の規定により、平成 18 年 1 月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、

イ被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 2 を乗じて得た額
(122,612 円) が

ロ 2,000,000 円

を超えないことから、2,000,000 円となる。

平成 18 年 7 月中間期半期報告書及び平成 19 年 1 月期有価証券報告書に係る課徴金の額について、

・法 172 条の 2 第 2 項及び平成 17 年法律第 76 号附則第 5 条第 2 項の規定により、同半期報告書に係る個別決定ごとの算出額は、

イ被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 2 を乗じて得た額
(107,143 円) が

ロ 2,000,000 円

を超えないことから、2,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 1,000,000 円となり、

・法第 172 条の 2 第 1 項の規定により、同有価証券報告書に係る個別決定ごとの算出額は、
イ被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額
(160,714 円) が

ロ 3,000,000 円

を超えないことから、3,000,000 円となる。

ここで、法 185 条の 7 第 2 項の規定により、同一の事業年度に係る 2 以上の虚偽の継続開示書類が提出されたときは、課徴金の額を調整することとなるため、次のとおり 300 万円を個別決定ごとの算出額に基づき按分した金額が課徴金の額となる。

・平成 18 年 7 月中間期半期報告書について

$$\begin{aligned} & 3,000,000 \times 1,000,000 \div (1,000,000 + 3,000,000) \\ & (\text{半期報告書の個別決定ごとの算出額}) \quad (\text{個別決定ごとの算出額の合計}) \\ & \qquad \qquad \qquad = 750,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

・平成 19 年 1 月期有価証券報告書について

$$\begin{aligned} & 3,000,000 \times 3,000,000 \div (1,000,000 + 3,000,000) \\ & \text{(有価証券報告書の個別決定ごとの算出額)} \quad \text{(個別決定ごとの算出額の合計)} \\ & \qquad \qquad \qquad = 2,250,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

以上より、課徴金の額は次のとおりである。

$$2,000,000 \text{ 円} + 750,000 \text{ 円} + 2,250,000 \text{ 円} = 5,000,000 \text{ 円}$$